

## IV 參考資料

サービス毎の指定基準・解釈通知（参考資料）

サービスの種類	指定基準	解釈通知(※)
居宅サービス	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準【令和3年栃木県条例第23号、平成11年厚生省令第37号】	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について【平成11年老企第25号】
介護予防サービス	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準【令和3年栃木県条例第24号、平成18年厚生労働省令第35号】	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について【平成11年老企第25号】
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準【令和3年栃木県条例第25号、平成11年厚生省令第39号】	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について【平成12年老企第43号】
介護老人保健施設	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準【令和3年栃木県条例第26号、平成11年厚生省令第40号】	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について【平成12年老企第44号】
介護医療院	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準【平成31年栃木県条例第2号、平成30年厚生省令第5号】	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について【平成30年老老発0322第1号】
地域密着型サービス	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準【該当する市町の条例】	《参考》指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について【平成11年老計発第0331004号】

地域密着型介護予防サービス	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準【該当する市町の条例】	《参考》指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について【平成11年老計発第0331004号】
居宅介護支援	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準【該当する市町の条例】	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について【平成11年老企第22号】
介護予防支援	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準【該当する市町の条例】	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について【平成18年老振発第0331003号】

※ 指定基準を定める県条例では、すべてのサービスにおいて（一部の条項を除いて）、国の基準省令の定めるところによると規定されました。条例と併せて国の基準省令を確認するとともに、基準の解釈を記載した解釈通知（厚生労働省課長通知）を確認してください。

※ その他、厚生労働省からQ&A等が適時発出されていますので、ご確認ください。

◆ 関係機関のホームページアドレス

- ・ 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>
- ・ 宇都宮市役所 <http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>
- ・ WAMNET（ワムネット） <http://www.wam.go.jp/>
- ・ 栃木県国民健康保険団体連合会（県国保連） <http://www.tochigi-kokuho.jp/>

高齢者福祉施設における消防法及び建築基準法に基づく主な手続きと  
新規指定の際に指定申請書に添付を要する書類

○ 消防法【消防部局】・・・フロー図（その1）参照

設備工事等の内容	必要な手続き	消防部局による 発行（返却）書類	指定申請書に 添付を要する書類 【介護保険部局】
・ 消防用設備等に係る工事 (新設・増設・移設・取替・改造)	工事整備対象設備等着工届出書 〔工事着工 10 日前〕		—
	消防用設備等（特殊消防用設備 等）設置届出書 〔設置完了後 4 日以内〕	消防用設備等検査済証 (検査済印押印)  又は 防火対象物使用開始 届出書（受付印押印）  ※ 1	○ (新規建物) (既存建物※ 2)
・ 消防用設備等の設置維持 に係る点検報告	消防用設備等（特殊消防用設備 等）点検結果報告書	副本返却 (受付印押印)	○ (既存建物)

※ 1 「消防用設備等検査済証」が交付されない場合（建物の延べ床面積が基準未満の場合）に限る（消防部局に要相談）。

※ 2 既存建物を利用する場合であって、設備の新設等が必要とされている場合に限る。

○ 建築基準法【建築部局】・・・フロー図（その2）参照

建築工事等の内容	必要な手続き	建築部局による 発行（返却）書類等	指定申請書に 添付を要する書類 【介護保険部局】
・ 新築 ・ 増改築※ 1 ・ 大規模な修繕・模様替	建築確認申請 〔工事着手前〕	建築確認済証	—
	完了検査申請 〔工事完了後 4 日以内〕	完了検査済証	○
・ 用途変更※ 2	建築確認申請 〔工事着手前〕	建築確認済証	—
	工事完了届 〔工事完了後 4 日以内〕	届写し返却 (受付印押印)	○

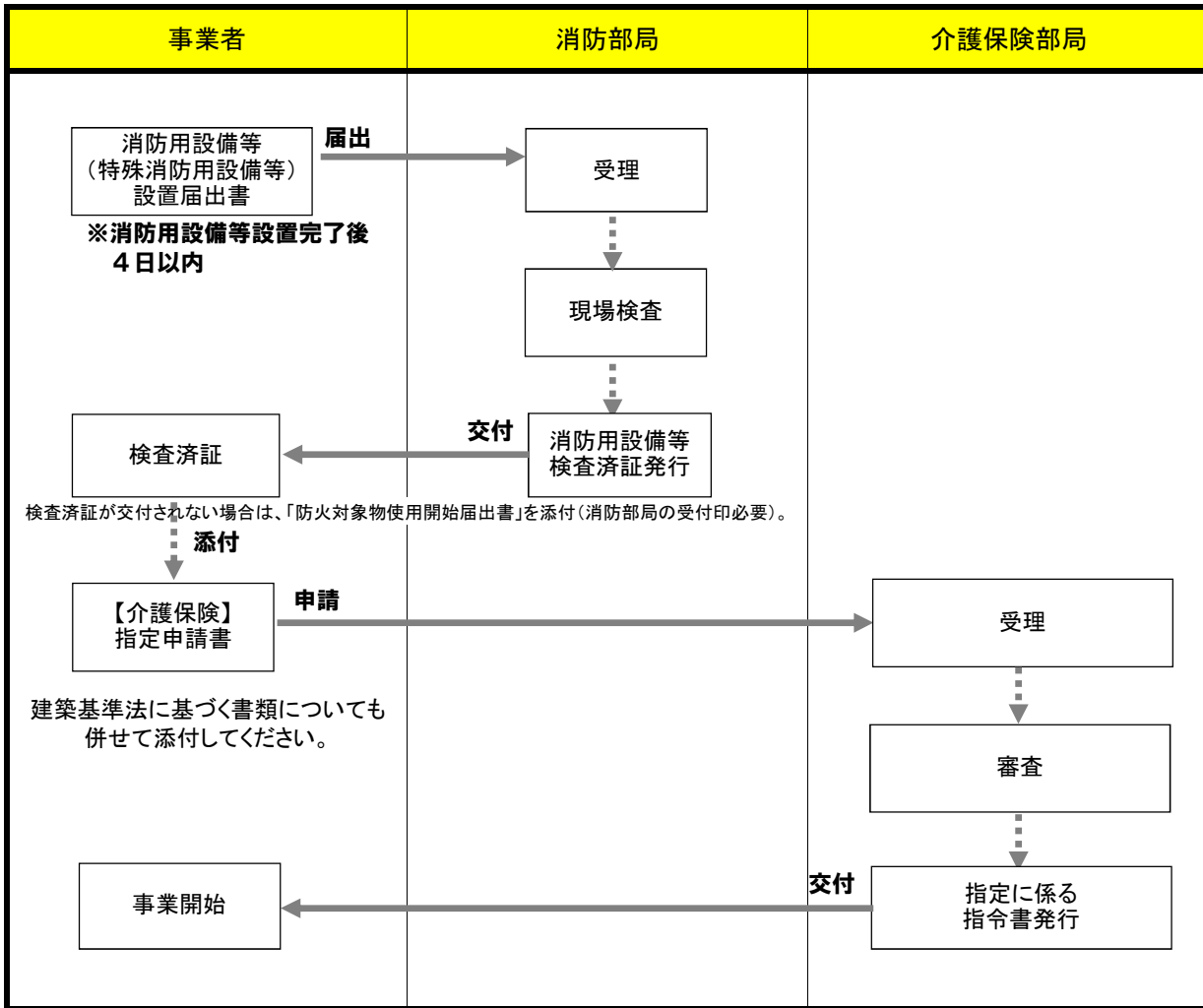
※ 1 防火地域及び準防火地域外における 10 m<sup>2</sup>以内の増改築を除く。

※ 2 100 m<sup>2</sup>を超える高齢者福祉施設に変更する場合に限る（用途変更の場合、建築部局に要相談）。

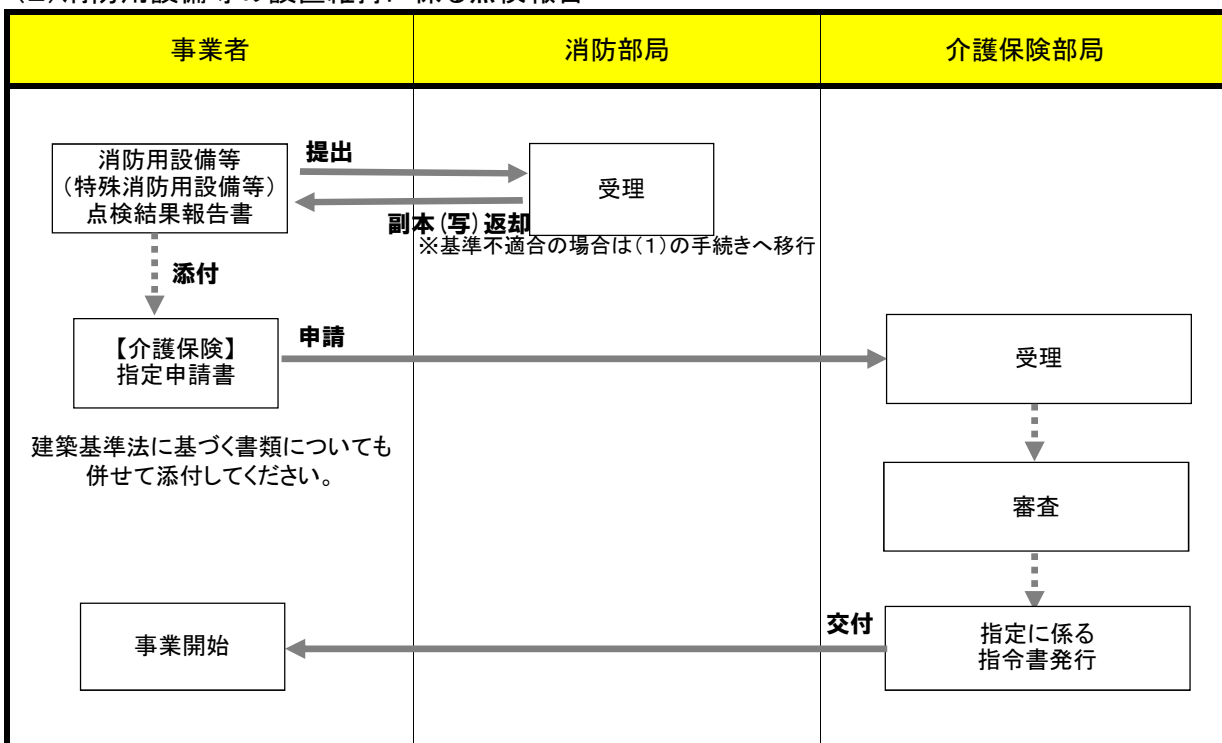
・・・※ 1、※ 2ともフロー図（その3）参照

## 新規指定時における関係法令の手続きに関するフロー図(その1) 【消 防 法】

### (1) 消防用設備等に係る工事(新設・増設・移設・取替・改造)

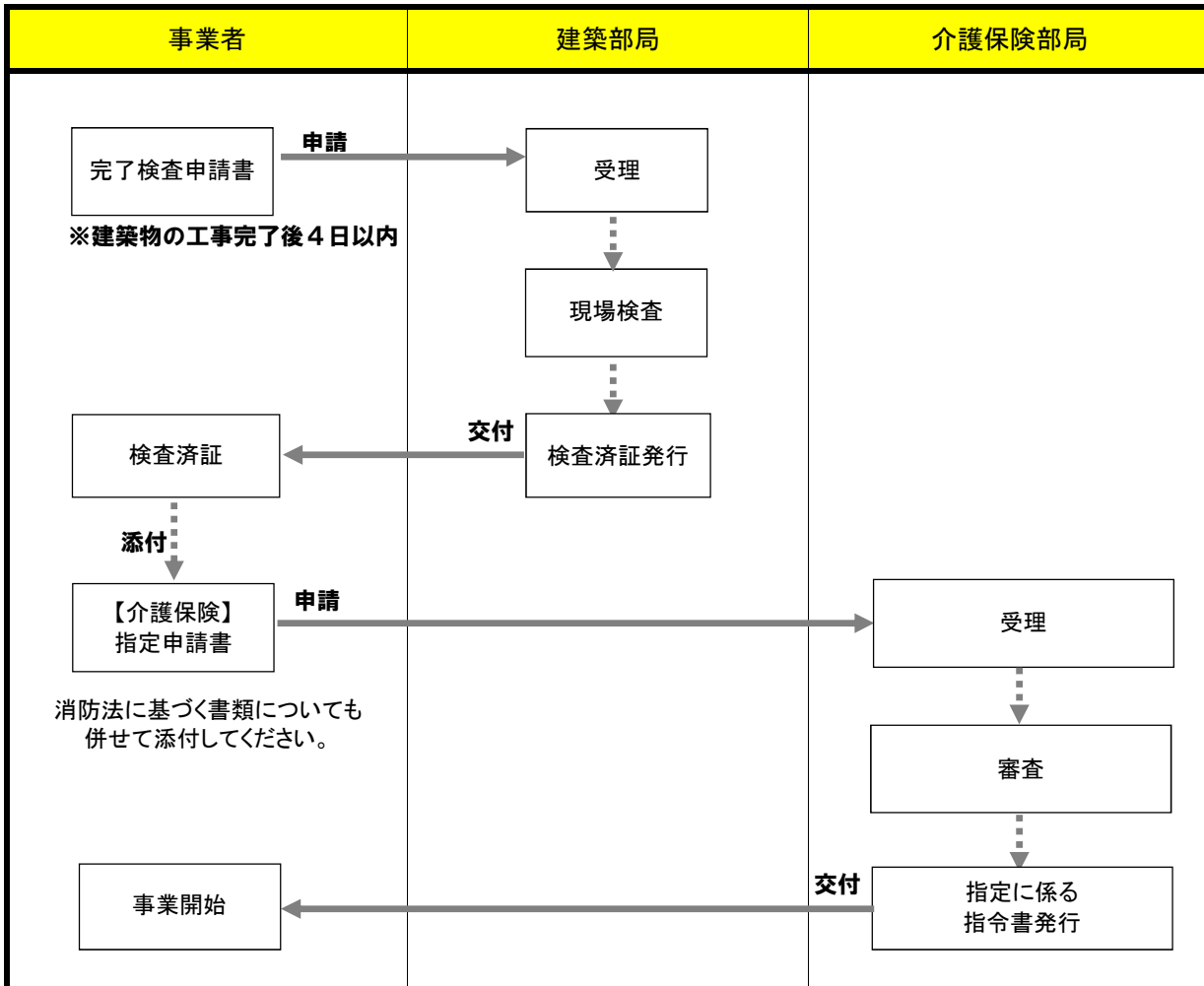


### (2) 消防用設備等の設置維持に係る点検報告

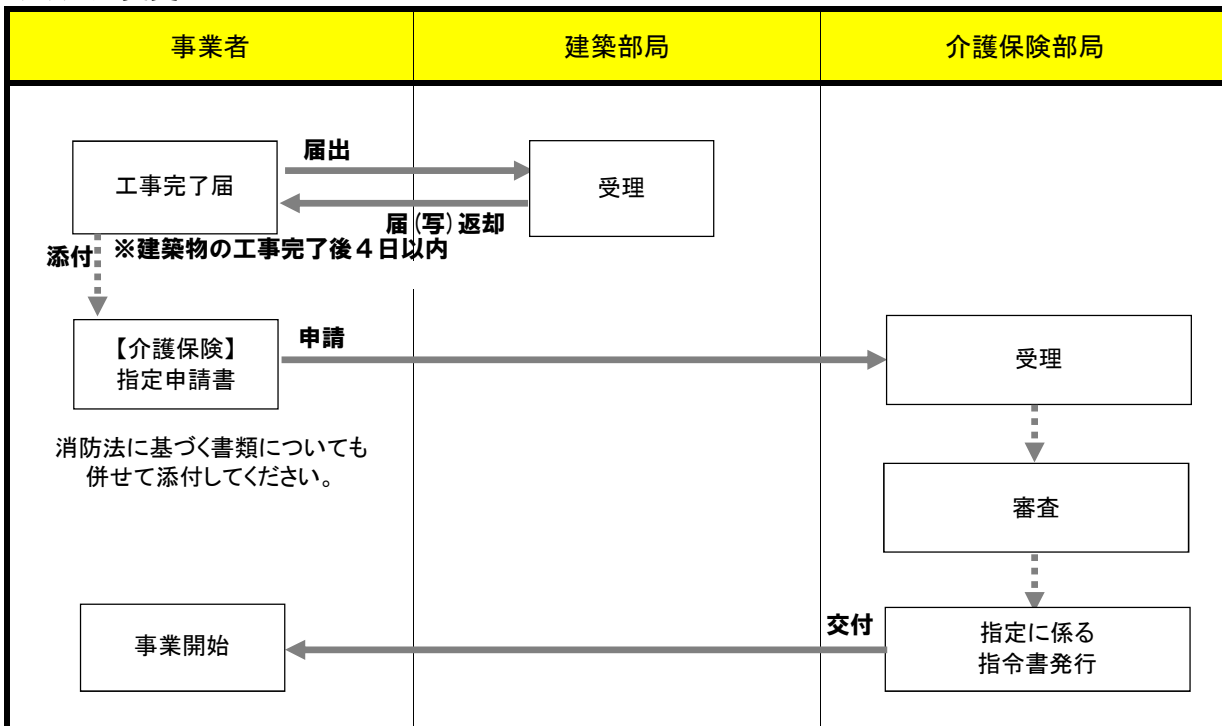


新規指定時における関係法令の手続きに関するフロー図(その2)  
【建築基準法】

(1)新築、増改築、大規模な修繕・模様替

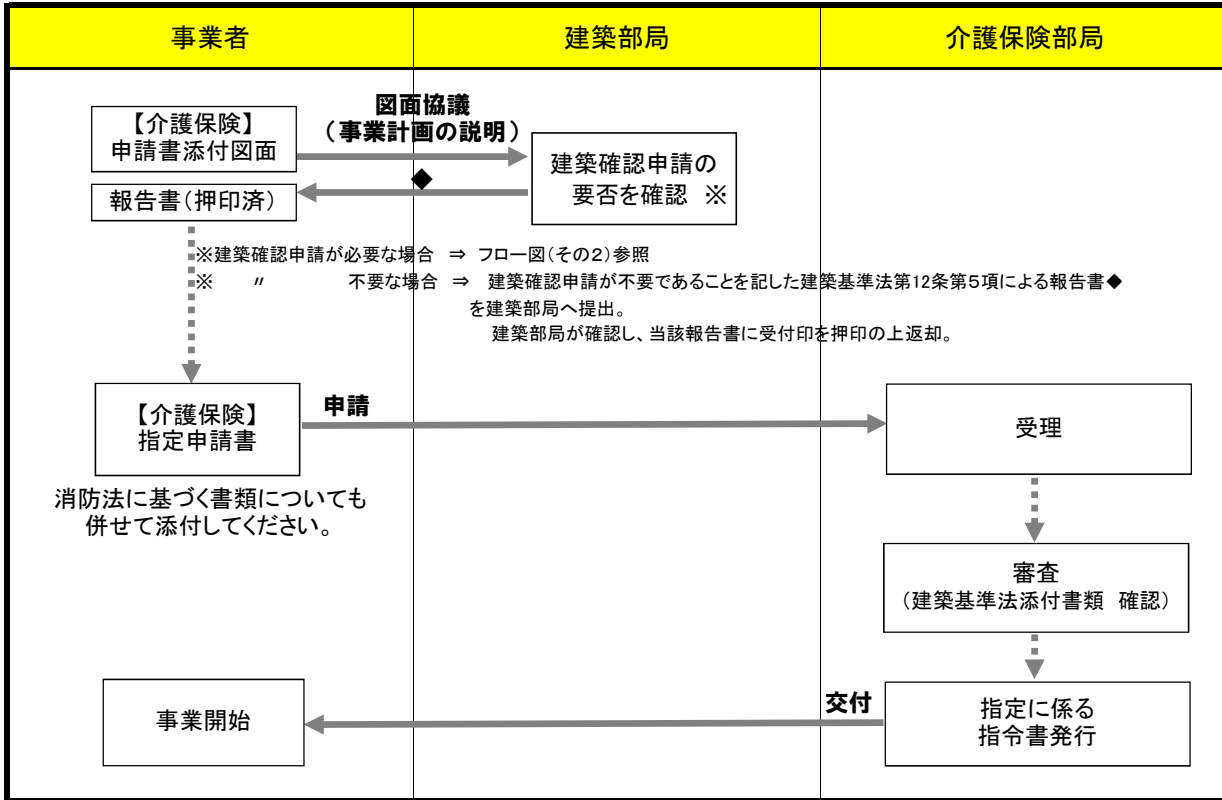


(2)用途変更



新規指定時における関係法令の手続きに関するフロー図(その3)  
【建築基準法】

(3-1) 建築確認申請が不要なため、フロー図(その2)によることができない場合  
【あらかじめ建築部局に相談している場合】



(3-2) 建築確認申請が不要なため、フロー図(その2)によることができない場合  
【建築部局に相談していない場合】

